

令和2年第3回定例会（9月17日）

指名いたします。

よって両議員に開票の立会いをお願いします。

（立会人登壇・開票）

○尾原進一議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票 13 票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち長野弘昌議員 9 票、藤田議員 4 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって長野弘昌議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました長野弘昌議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。長野弘昌議員、あなたは副議長に当選されました。当選の承諾及び挨拶をお願いをいたします。

○長野弘昌議員 このたび安芸市議会副議長に選出されました、長野弘昌です。

新型コロナウイルス感染症から市民の皆さん的生活を守る、またデジタル化など終息を見据えた攻めの戦略、議会と執行機関との真摯な議論により、地域の課題解決に尽力してまいります。

安芸市民の皆様におかれましては、より一層安芸市議会への理解と御支援のほど賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 5 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、報告第 12 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 報告第 12 号「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告を行うものであります。

専決処分の内容は、令和 2 年 7 月 2 日に、市道駅前線で発生しました公用車による自動車事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。

損害賠償額は、38 万 3,679 円で、内訳として物損事故に係る分が 32 万 4,800 円、人身事故に係る分が 5 万 8,879 円であります。損害賠償の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後 1 時 27 分頃、生涯学習課職員が市道久世港町 1 丁目線を公用車にて東進中、市道駅前線との交差点に進入した際に、市道駅前線を北進してきた相手方の家族が運転する軽四自動車に接触したことにより、相手方車両の右側フロントバンパー及びボンネット等を損傷させるとともに、運転者に頸椎捻挫等の負傷を負わせたものであります。

令和2年第3回定例会（9月17日）

この事故に伴います過失割合は、市側 80%、相手方 20%で、相手方及び保険会社との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分したものであります。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

職員には日頃から、安全運転に十分注意するよう喚起しておりますが、今後におきましても、こうした事故のないよう、より一層の安全運転の指導の徹底に努めてまいります。

以上、専決処分の報告といたします。

○尾原進一議長　　日程第4、報告第13号「健全化判断比率の報告について」及び報告第14号「資金不足比率の報告について」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　　報告第13号「健全化判断比率の報告について」及び報告第14号「資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員からの意見を付して報告するものでございます。

まず、報告第13号「健全化判断比率の報告」につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、赤字額が生じておらず比率の算定はございません。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でございます。3か年の平均で算定するもので、平成29年度から令和元年度までの平均は、7.4%となっており、昨年度から0.1%改善しております。

将来負担比率は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた標準財政規模に対する比率でございます。令和元年度決算においては、マイナス値となっており比率の算定はございません。なお、昨年度は2.2%でありました。

以上、全ての指標が、早期健全化基準を下回っております。

次に、報告第14号「資金不足比率の報告」につきましては、公営企業会計ごとに資金不足の比率を報告するもので、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、住宅団地整備事業特別会計、水道事業会計の4会計とも資金不足は生じておりません。

以上で報告といたします。

○尾原進一議長　　日程第5、議案第78号「教育委員会委員選任について同意を求める件」から議案第98号「令和元年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの21件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら21件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　　提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第78号「教育委員会委員選任について同意を求める件」につきましては、現在、教育委員として当市の教育行政の振興に努められております、貞廣佳子氏の任期が本年10月3日に満了するため、貞廣氏の後任として小松直子氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に

令和2年第3回定例会（9月17日）

関する法律第4条第2項の規定により、議会に同意をお願いするものであります。

小松氏の略歴につきましては、議案説明に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第79号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の改正により、個人番号を通知する通知カードが個人番号通知書へ変更されたことに伴い、通知カードの再交付が行われなくなることから、通知カードの再交付に係る手数料についての規定を削除するものでございます。

次に、議案第80号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上で、提案しました案件の説明とします。

予算案件及び決算認定の案件につきましては、担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず議案第81号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算の規模は、10億1,476万6,000円の追加で、その所要一般財源は、全額繰越金を計上しております。

それでは、主な歳出につきまして、お手元の事業別補正予算概要に基づき、御説明いたします。

人事異動等に伴う人件費の調整につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

事業別補正予算概要の1ページを御覧ください。

概要資料の主な内容欄に括弧書きで感染症対応と記載しております事業につきましては、その財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しているものでございます。

2款、総務費の1項6目、庁舎保守管理費につきましては、主なものといたしまして、既決予算により、市役所の窓口カウンターに感染症予防のつい立てを設置しておりました委託料に対する補填でございます。

次に、庁舎建設事業につきましては、主なものといたしまして、敷地造成設計積算業務に係る委託料の計上でございます。庁舎建設につきましては、順次必要な経費を計上してまいりますが、

令和2年第3回定例会（9月17日）

造成設計の完了が見通せましたことから、計上するものでございます。

次に、7目の企画振興事業につきましては、主なものといたしまして、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線に対する運行支援補助金の計上でございます。ごめん・なはり線におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が減少し収入が落ち込んでおり、運行の安全確保に必要な修繕費を支援することで、事業継続を下支えし、安定した経営につなげるものでございます。

次に、8目の電算管理費につきましては、主なものといたしまして、府内LANネットワークの無線化委託料などの計上でございます。オンライン会議等への対応等、府内のIT化を推進するもので、府内LANネットワークの無線化やインターネット環境の充実に係る委託料、これらに関連する機器購入費などを計上しております。

次に、10目の市民会館施設管理費につきましては、主なものといたしまして、大ホールの空調修繕料の計上でございます。5月に大ホールの空調設備に不具合が生じましたことから、既決予算で対応しており、その補填を行うものでございます。このほか感染症対応といたしましては、網戸の設置工事費や対策備品等の購入費を計上しております。

次に、14目の防災等対策事業につきましては、主なものといたしまして、川北公民館防災行政無線の修繕料を計上しております。7月初旬に落雷被害を受けたことにより故障しており、修繕するものでございます。

次に、市税還付金につきましては、感染症の影響により、法人の業績が悪化することが想定されることから、法人市民税について、昨年度歳入している中間納付金の還付に対応するため増額するものでございます。

次に、地域防災対策総合補助金事業につきましては、主なものといたしまして、避難所の感染症対策として必要なマスクや消毒液等の消耗品費、排泄物を衛生的に処理できる電動簡易トイレ等の備品購入費を計上するものでございます。

次に、2項2目の賦課徴収費につきましては、主なものといたしまして、固定資産評価支援システムの改修委託料を計上するものでございます。法務局から提供される登記異動を、GIS、地理情報システム上の当該システムに取り込み、土地評価とデジタル地番図の更新を一体的に可能にするものでございます。

次に、3項1目の戸籍住民基本台帳事務費につきましては、個人番号カードの普及促進に努めたことで、今年度の申請件数が増加していることから、その事務補助として会計年度任用職員を追加で雇用するための報酬等を計上するものでございます。

なお、全額国庫補助金の対象となるものであり、財源につきましては、一部当初予算で計上しておりましたシステム改修に係る補助についても交付決定がありましたことから、合わせて充当しております。

3款、民生費の2項4目、保育所運営委託事業につきましては、矢ノ丸保育園の感染症対策に要する経費に対する補助金を計上するものでございます。

次に、保育所運営事業につきましては、主なものといたしまして、おひさま保育所以外の6保育所においてインターネット環境を構築するための委託料や関連する機器購入費等を計上するものでございます。現状では、おひさま保育所以外の保育所には、インターネット環境がなく、また、全ての保育所が府内LANともつながっていないことから、これらの環境を整備し、保育所のICT化を進めるものでございます。

次に、保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、新たな補助事業を活用するものであり、1保育所あたり50万円を上限に、消毒液などの感染症対策に係る消耗品費や備品購入費を計上するものでございます。

なお、全額、県を通じた国庫補助事業の対象となるものでございます。

4款、衛生費の1項1目、保健衛生総務事務費につきましては、主なものといたしまして、健康ふれあいセンター元気館のエアコン修繕料の計上でございます。7月に元気館のエアコン室外機に不具合が生じたことから、既決予算で対応しており、その補填を行うものでございます。

このほか感染症対策としまして、消毒液やサーナカルマスク等の備蓄のための医薬材料費に加え、保健師等が訪問業務などで使用するタブレット端末や健診用運搬車の購入費なども計上しております。

次に、3目の浄化槽設置整備事業につきましては、浄化槽設置補助金の増額でございます。補助対象事業費の割当額が確定したことにより、これに合わせた事業費を計上するものでございます。

次に、小規模水道事業につきましては、奈比賀大江水道組合に対する小規模水道整備補助金の計上でございます。平成30年7月豪雨の災害復旧工事の影響により水質が悪化しており、水源地の移転について、現在、補助事業の採択に向け県に対して要望しているところで、採択されましたら速やかに執行できるよう計上するものでございます。

次に、2項2目の最終処分場管理運営につきましては、特定計量器、いわゆるトラックスケールの修繕料の計上でございます。7月25日未明の落雷により不具合が生じましたことから既決予算により緊急修繕を実施しており、これを補填するものでございます。

6款、農林水産業費の1項3目の新規就農サポートハウス事業につきましては、サポートハウス2号棟への取水ポンプ設置工事費の計上でございます。

これまで2号棟の取水については、1号棟のポンプと共に使用していましたが、同時に使う場合に能力が不足することから、これを補うため設置するものでございます。

次に、3目の新型コロナウイルス感染症対策農産物集出荷施設等整備事業につきましては、感染症対応として穴内、安芸中央の集出荷場における施設改修等に係る補助金を計上するものでございます。感染症対応として県が実施する補助事業について、市も補助金を継ぎ足し、支援するものでございます。

2ページをお開きください。

次に、同じく3目のゆず振興対策事業につきましては、県ゆず振興対策協議会負担金の増額で

ございます。

感染症の影響により販売が低迷しているユズ青果及び加工品の需要回復・販路拡大に係る取組に対して支援するものでございます。

次に、2項2目の森林経営管理事業につきましては、作業道開設補助金の増額でございます。奈比賀地区の熊ヶ尾線など2路線を追加するものでございます。

次に、3目の市単林道整備事業につきましては、これまでの大雪に伴う崩土や倒木により通行に支障を来たした林道の維持修繕費を追加するものでございます。

次に、3項3目の漁港建設事務費につきましては、主なものといたしまして、海岸漂着物撤去委託料の計上でございます。7月の豪雨により赤野及び穴内漁港海岸に漂着した流木を撤去するためのものでございます。

7款、商工費の1項2目、納涼祭補助金及びぐるめ祭補助金につきましては、感染症拡大の状況を考慮し、イベントを中止しましたことから補助金を全額減額しております。

次に、宿泊・タクシー業支援給付金につきましては、市内のホテル・旅館といった宿泊事業者並びにタクシー事業者に対する、市独自の補助金の計上でございます。宿泊事業者につきましては、対象は8事業者を想定しており、客室数に応じた基礎額に、客室数と定員数によって加算した所定額を給付いたします。タクシー事業者につきましては、対象は5事業者を想定しており、保有台数1台当たり10万円を支給するものでございます。

次に、3目の観光事業費につきましては、感染症の影響により中止となったイベント等に係る各種補助金を減額しております。

このほか、感染症対応といたしまして、観光情報センターのトイレ改修や内原野陶芸館の空調設備改修に係る工事費などを計上しております。

次に、童謡トイレ管理費につきましては、感染症対策として、接触が少なくなるよう自動開閉式の便座へ改修する工事費を計上するものでございます。

次に、ちばさん市場管理費につきましては、感染症対策として、建物内の換気機能を向上するための、窓等の改修やトイレの改修に係る工事費を計上するものでございます。

次に、廓中ふるさと館管理運営事業につきましては、主なものといたしまして、感染症対策として、接触が少くなるよう自動開閉式の便座へ改修する工事費を計上するものでございます。

8款、土木費の2項2目、道路維持費につきましては、主なものといたしまして、倒木や崩土の除去など、災害対応のための委託料等の追加でございます。

これまでの大雪に伴う崩土や倒木により通行に支障を来たした道路等の維持管理費に加えて、平成30年7月豪雪災害で被災し、本復旧まで至っていない道路・橋梁に関連する箇所でも、少量の降雨でも維持修繕が必要となっていることから、追加計上するものでございます。

次に、3目の道路新設改良事業につきましては、高規格道の周辺整備事業である黒鳥地区の赤線道路の地元協議が整いましたことから工事費を前倒しして計上するものでございます。

次に、防災安全交付金事業・道路（道路改修）から社会資本整備総合交付金事業・道路（五本

令和2年第3回定例会（9月17日）

松線）につきましては、交付金の割当額確定に伴い、地元調整の進捗状況等も加味し、路線の追加・取下げを含めて、各事業間で事業費を調整いたすものでございます。

次に、3項1目のがけくずれ住家防災対策事業につきましては、穴内立花地区の急傾斜地崩壊防止対策としてのり面工事費を計上するものでございます。後年度の元利償還金の70%が交付税に算入される緊急自然災害防止事業債が今年度から拡充され、がけくずれ対策が対象事業となつたことから、県単補助金の裏に当該地方債を充当しております。

なお、当初予算で計上しておりました、畠山和田地区及び尾川桃ノ久地区における、がけくずれ住家防災対策事業につきましても、緊急自然災害防止事業債を充当するよう財源調整をいたしております。

3ページをお開きください。

次に、小河川整備事業につきましては、主なものといたしまして、舞川地区の普通河川安芸川の護岸改修工事費を計上するものでございます。

なお、こちらの事業につきましても財源に緊急自然災害防止事業債を充当しております。このほか大雨災害対応のための土砂しゅんせつ等委託料も追加計上しております。

次に、4項4目の街路事業県工事負担金につきましては、安芸中央インター線県工事負担金の増額であり、県の事業見通しにより前倒しして計上するものでございます。

次に、5項1目の住宅管理費につきましては、主なものといたしまして、建築規制情報デジタル化に係る委託料の計上でございます。

現状では、建築規制情報につきましては、財産管理課が紙媒体で管理しております。これをデジタル化し、G I S上で管理するとともに、ホームページで公開することにより、建築確認申請等の手続の効率化に寄与するものでございます。

10款、教育費、1項2目、教育委員会事務局事務費につきましては、主なものといたしまして、G I G Aスクールサポーターの会計年度任用職員報酬等を計上するものでございます。国の補正予算に対応し、今年度中に、小中学校の全ての児童・生徒に対して学習用タブレット型パソコンを配付するよう準備を進めているところであり、これら情報端末の活用を促進するためにI C Tに精通した人材を配置するものでございます。

次に、4目の放課後等学習支援事業につきましては、県の補助対象事業費の割当額が示されたことから、これに合わせ学習支援員の報償費を増額するものでございます。

次に、2項1目の中学校管理事務費につきましては、感染症対策として、新たな補助事業を活用し、1校あたり100万円の消耗品費を計上するものでございます。また、各学校の実情に応じまして、特別支援教室が増えたことなどにより空調設備の設置工事費や、換気に必要となる網戸の設置工事費及び屋内運動場の建具等改修工事費を計上しております。

次に、2項2目の中学校教育振興事務費につきましては、掛け図、いわゆる教科書に載っている図表などを拡大した視覚教材の購入費を計上するものでございます。今年度は4年ごとの教科書の改訂年度に当たり、教科書の選定に伴い、これに合った掛け図を整備するものでございます。

次に、3項1目の中学校管理事務費につきましては、主なものといたしまして、感染症対策として、新たな補助事業を活用し、1校当たり100万円の消耗品費を計上するものでございます。

次に4項1目の社会教育総務事務費につきましては、感染症拡大の状況を考慮し、夏季大学講座を中止しましたことにより委託料等の関連する経費を減額しております。

次に放課後児童対策事業につきましては、主なものといたしまして、土居第2学童保育所の敷地支障木伐採委託料を計上するものでございます。同学童保育所は、校内のグラウンド南側に建設することといたしておりますが、樹木や植栽が支障となりますことから、事前に伐採し準備するものでございます。

なお、建物につきましては現在、実施設計を行っておりますが、12月補正に建築費を計上させていただく予定としております。

次に、2目の公民館管理運営費につきましては、主なものといたしまして、穴内公民館の敷地の一部が高規格道路の用地にかかりますことから、支障となるフェンス及び流木等の撤去委託料を計上するものでございます。このほか感染症対策として、公民館及び集会所に配置する消毒液や非接触型体温計等の消耗品費を計上しております。

次に、公民館管理運営費（臨時分）につきましては、当初予算に計上いたしておりました、公民館9か所への空調設備設置工事の実施設計完了に伴う事業費の精査及び入札減による不用額を減額するものでございます。

なお、設置工事は、8月上旬までに全て完了しております。

次に、3目の図書館管理運営費につきましては、主なものといたしまして、感染症対策として、網戸の設置工事費を計上するものでございます。

次に、5項3目の体育施設管理運営費につきましては、主なものといたしまして、市営球場レフト側のり面の修復工事費を計上しております。7月の大雨により山肌のり面が崩壊している箇所があり、被害が拡大する恐れがあることから緊急的に対応するものでございます。

また、感染症対策として、阪神タイガースキャンプ時などにおいて、人の列を誘導し、適切な身体的距離を確保するためのガイドポールなどの備品購入費を計上しております。

11款、災害復旧費の1項1目、農業用施設現年補助災害復旧費につきましては、本年7月の豪雨災害を受け補助災害復旧費について増額するものございます。奈比賀頭首工ほか2件の復旧工事費等につきまして、当初予算で計上しております事業費を差し引いた不足額を計上するものでございます。

次に、4項1目の公共土木施設現年補助災害復旧費（道路）及び（河川）につきましても、補助災害復旧費として、本年7月の豪雨災害等に係る事業費を増額するものでございます。道路につきましては、市道安明寺古井線ほか4路線の復旧工事費等を、河川につきましては、普通河川中倉谷川ほか2河川の復旧工事費等を計上しております。こちらも、当初予算で計上しております事業費を差し引いた不足額を計上するものでございます。

次に、2目の公共土木施設単独災害復旧費（道路）及び（河川）につきましても、単独災害復

令和2年第3回定例会（9月17日）

旧費として、本年7月の豪雨災害に係る事業費を増額するものでございます。道路につきましては、市道奈比賀古井線ほか10件の復旧工事費及び補助災害の査定に要する測量設計委託料を、河川につきましては、普通河川奥小谷川ほか2河川の復旧工事費等を計上しております。こちらも、当初予算で計上しております事業費を差し引いた不足額を計上するものでございます。

以上で、一般会計の歳入歳出補正予算概要の説明を終わります。

続きまして、補正予算書5ページをお開き願います。

第2表、地方債補正につきまして、御説明いたします。

地方債の変更といたしまして、先ほど歳出で御説明いたしましたものなどの事業費変更に伴い、起債の目的別に、総務管理から現年発生単独災害復旧までの9件の限度額につきまして、合わせて3億2,950万円の増額を行うものでございます。

以上で、一般会計の補正につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、6ページをお開き願います。

議案第82号「令和2年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、1,293万2,000円の追加でございます。

主な内容といたしましては、概要資料にも記載しておりますように、国保ヘルスアップ事業につきましては、交付金割当額の確定に伴い、会計年度任用職員報酬等を増額するものでございます。また、一般被保険者償還金及び還付加算金につきましては、感染症の影響により収入が減少した世帯に対する保険税の減免制度が創設され、昨年度に歳入した第8期分もこの対象となり、一定の還付が想定されますことから追加計上するものでございます。

8ページをお開き願います。

議案第83号「令和2年度安芸市元気バス事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、57万2,000円の追加でございます。

主な内容といたしましては、今年6月に発生した元気バスの物損事故を受け、バス後方と車内用のドライブレコーダーが未設置の車両に対して、これらを新たに設置するための備品購入費を計上するものでございます。

10ページをお開き願います。

議案第84号「令和2年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、9,960万円の追加でございます。

主な内容といたしましては、概要資料にも記載しておりますように、8月23日夜に、港町の雨水ポンプ場付近での落雷により、受電設備や制御設備が被災しましたことから、既決予算を流用して、緊急的に応急復旧工事等を実施しており、その補填を行うものでございます。加えまして、応急復旧も含めまして補助災害復旧事業の対象となる見通しでありますので、新たに災害復

令和2年第3回定例会（9月17日）

旧事業費を予算化するものでございます。

なお、事業の実施に当たりましては、専門的な知見を有する日本下水道事業団に委託し、復旧工事等を執り行う方針としております。

次に、第2表、地方債補正につきまして御説明いたします。

地方債の追加といたしまして、災害復旧事業の計上に伴い、現年発生災害復旧につきまして、3,320万円の限度額を設定するものでございます。

12ページをお開き願います。

議案第85号「令和2年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、115万3,000円の追加でございます。

主な内容といたしましては、地域支援事業支払基金交付金の清算に伴う返還金の計上でございます。歳出の一定割合が交付される当該交付金は、年度末前に決算見込みに基づき交付され、翌年度に実際の決算額に基づき精算することとなっております。令和元年度の清算の結果、交付金が過大となつておりましたので、返還するものでございます。

以上で、全ての補正予算案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算認定の件につきまして御説明申し上げます。

提案をいたしました決算認定につきましては、決算書及び主要施策成果報告書並びに監査委員からの意見書をお手元に配付させていただいております。なお、決算書の中に、実質収支に関する調書、事項別明細書、財産に関する調書を記載しておりますので、お目通しをよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第87号「令和元年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の6ページをお開き願います。

まず、予算現額189億1,456万6,000円に対しまして、歳入の収入済額は、143億7,603万6,809円となっております。

10ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額139億4,587万1,975円となっております。

12ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、4億3,016万4,834円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源が、1億4,602万1,000円ありますので、翌年度への繰越額は、2億8,414万3,834円となっております。

16ページ以降の事項別明細書につきましては、別途審査が行われるものと存じますので、説明を省略させていただきます。特別会計分につきましても同様と致しますので、御了承お願いいたします。

続きまして、議案第88号「令和元年度安芸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

令和2年第3回定例会（9月17日）

220 ページをお開き願います。

予算現額 32 億 4,332 万 4,000 円に対しまして、歳入の収入済額は、30 億 8,453 万 8,360 円となっておりま

す。

222 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 31 億 4,500 万 2,101 円となっております。

224 ページをお開き願います。

歳入歳出差引額は、6,046 万 3,741 円の不足となり、翌年度歳入から繰上充用いたしております。

次に、議案第 89 号「令和元年度安芸市元気バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

258 ページをお開き願います。

予算現額 3,285 万 7,000 円に対しまして、歳入の収入済額は、3,163 万 6,509 円となっておりま

す。

260 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 3,163 万 6,509 円となっております。

262 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロとなっております。

次に、議案第 90 号「令和元年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

276 ページをお開き願います。

予算現額 123 万 6,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 3,828 万 3,531 円 となっておりま

す。

278 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 123 万 4,910 円となっております。

280 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、3,704 万 8,621 円で、全額翌年度へ繰越しいたしております。

次に、議案第 91 号「令和元年度安芸市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

292 ページをお開き願います。

予算現額 5 億 8,501 万 2,000 円に対しまして、歳入の収入済額は、5 億 5,521 万 4,612 円とな

っております。

294 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 5 億 4,925 万 2,612 円となっております。

296 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、596 万 2,000 円で、全額、翌年度へ繰り越すべき財源となっております。

令和2年第3回定例会（9月17日）

次に、議案第92号「令和元年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

314ページをお開き願います。

予算現額8億527万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は、8億497万5,301円となっております。

316ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額8億497万5,301円となっております。

318ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロとなっております。

次に、議案第93号「令和元年度安芸市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

330ページをお開き願います。

予算現額8,390万8,000円に対しまして、歳入の収入済額は、7,986万6,363円となっております。

332ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額7,986万6,363円となっております。

334ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロとなっております。

次に、議案第94号「令和元年度安芸市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

350ページをお開き願います。

予算現額682万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は、557万4,703円となっております。

352ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額557万4,703円となっております。

354ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロとなっております。

次に、議案第95号「令和元年度安芸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

366ページをお開き願います。

予算現額24億5,173万4,000円に対しまして、歳入の収入済額は24億3,396万1,384円となっております。

368ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額24億456万1,833円となっております。

370ページをお開き願います。

令和2年第3回定例会（9月17日）

歳入歳出差引残額は、2,939万9,551円で、全額、翌年度へ繰越しいたしております。

次に、議案第96号「令和元年度安芸市住宅団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

414ページをお開き願います。

予算現額1,152万3,000円に対しまして、歳入の収入済額は、2,752万3,799円となっております。

416ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額1,134万5,170円となっております。

418ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、1,617万8,629円で、全額、翌年度へ繰越しいたしております。

次に、議案第97号「令和元年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

428ページをお開き願います。

予算現額3億2,190万6,000円に対しまして、歳入の収入済額は3億1,785万9,006円となっております。

430ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額3億832万6,939円となっております。

432ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、953万2,067円で、全額翌年度へ繰越しております。

次に、財政指標を簡単に御説明いたします。

財政力指数は、3か年平均で0.314となっており、前年度から0.003ポイント上昇・改善しております。経常収支比率は、87.8%で、前年度から0.3ポイント改善しております。経常一般財源となる普通交付税が前年度と比べ多く配分されたことなどが寄与したものでございます。

財政健全化法に基づく4つの指標につきましては、先ほど副市長が御報告申し上げましたとおりでございます。

本市の財政状況といいたしましては、平成30年7月豪雨の災害復旧に多額の事業費を要し、また、今なお復旧工事や関連する維持修繕への対応を余儀なくされているところであります。さらに、喫緊の大型事業として、市役所新庁舎並びに統合中学校の建設事業を進めており、これらに伴う市債発行額の増加により将来的な公債費の増加や実質公債費比率の上昇が見込まれており、今後における財政運営に支障を来すことがないよう、国や県の動向を注視しながら有利な財源の確保に努め、中長期的な財政推計に基づいた財政健全化路線を堅持してまいりたいと考えております。

以上で、決算認定案件11件につきまして、御説明を終わります。

御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○尾原進一議長　　上下水道課長。

令和2年第3回定例会（9月17日）

○清遠勲上下水道課長 議案第86号及び議案第98号につきまして、御説明いたします。

まず、議案第86号「令和2年度安芸市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、「資本的収入及び支出」の追加補正と既決債務負担行為の変更及び新たな債務負担行為の設定を行うものでございます。

安芸市水道事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条「資本的収入及び支出」について、支出科目第1款、資本的支出の既決予算2億5,542万7,000円に、補正予定額1,400万円を追加し、2億6,942万7,000円とするものです。

補正予定額の内容につきましては、新水源地揚水調査の実施に当たり、関係者との協議において、影響調査の十分な実施を求められたため、影響を調査する観測井戸の設置箇所を追加することとしたこと、適地調査により水脈の深さが調査前の想定より深く、揚水調査で設置する調査井戸の深さも深くなつたことなどにより、委託費に不足が生じたため追加補正するものであります。

次に、第3条「債務負担行為」について御説明いたします。

まず1点目として、当初予算に定めております企業会計システム更新のための債務負担について、システム運用の効率化を図るため、保守管理期間を延長し、令和7年度まで700万円を限度とする債務負担に変更をするものであります。

2点目は、昨年度策定いたしました経営戦略に基づき、料金体系の見直しに向けて本年度及び令和3年度に実施する安芸市水道事業経営審議会の資料策定のための、経営強化支援業務について令和3年度まで200万円を限度に、債務負担するものであります。

以下2ページから、補正予算に関する説明資料を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第98号「令和元年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明いたします。

令和元年度安芸市水道事業会計決算書の2ページをお開き願います。

水道事業の概況について、御説明いたします。

令和元年度の給水件数は8,411件で、前年度から54件の減となっております。

年間給水量は、1,947キロ立法メートルで、前年度より41キロ立法メートル減少いたしております。率にいたしますと、2.1%の減となっております。

今後も、人口減少などにより、給水収益は減少が続くことを見込んでおります。

一方、事業費用については、南海トラフ地震対策の新水源地整備、基幹管路耐震化などの重要事業が多く控えており、今後増大していく見込みです。

このような状況でありますので、昨年度策定いたしました経営戦略に基づき、料金改定について検討を進めてまいります。

4ページ、5ページをお開き願います。

建設改良工事つきましては、平成30年度からの繰越工事として、伊尾木インター線配水管布設工事2工区、安芸中央インター線配水管布設工事2工区の2件を実施いたしました。

令和2年第3回定例会（9月17日）

現年度予算による工事につきましては、伊尾木インター線配水管不斷水切換工事、津久茂地区送水管布設工事など10件を発注いたしております。

このうち、安芸中インター線の整備に関連する工事1件を繰越しいたしております。

また、7ページの主な契約の要旨に記載いたしておりますが、委託業務の、安芸市新水源地適地調査委託業務についても繰越しをいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

令和元年度予算第3条に定めました「収益的収入及び支出」につきましては、収入の部第1款事業収益は、予算額3億997万円に対しまして、決算額3億1,842万9,924円となっております。

次に支出の部第1款、事業費用は、予算額2億7,812万3,000円に対しまして、決算額2億6,551万6,814円となっております。

12ページ、13ページをお開き願います。

令和元年度予算第4条に定めました「資本的収入及び支出」につきましては、収入の部第1款、資本的収入は、予算額7,724万円に前年度繰越しに伴う財源充当額3,100万円を合わせた、合計1億824万円に対しまして、決算額1億3,518万4,954円となっております。

次に支出の部第1款、資本的支出は、予算額2億6,549万4,000円に前年度よりの繰越額9,605万8,000円を加えた、合計3億6,155万2,000円に対しまして、決算額2億3,633万5,842円となっております。

また、本年度への繰越額は、5,200万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億115万888円につきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金より補填いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

収益は、営業収益2億5,528万7,585円と営業外収益4,154万7,635円を合わせました2億9,683万5,220円となっております。これに対しまして、費用は、営業費用2億4,189万1,223円と営業外費用916万9,212円及び会計年度任用職員制度への切替えに伴う臨時職員の退職金など特別損失50万4,810円を合計しました2億5,156万5,245円となっており、令和元年度純利益は、4,526万9,975円の黒字となっております。

16ページ、17ページをお開き願います。

令和元年度の水道事業利益剰余金は、4,526万9,975円となっており、安芸市水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条の規定に基づき、全額建設改良積立金への積立処分をいたしております。

18ページ以降、決算に関する資料を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上簡単ではありますが、御説明を終わらせていただきます。

何とぞ御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長 この際、議員各位に御連絡いたします。

令和2年第3回定例会（9月17日）

一般質問の通告期限は、本日午後5時となっておりますので、一般質問をされる方は配付の通告書に質問事項を具体的に記載の上、提出されるようお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

23日、午前10時再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後0時2分